

**(仮称) 長崎市交流拠点施設整備・運営事業**

**民間収益事業基本協定書 (案)**

**【変更版：平成 29 年 6 月 14 日】**

**平成 29 年 3 月 31 日**

**長崎市**

## 【目 次】

第1条（目的）	1
第2条（定義）	1
第3条（基本的合意）	2
第4条（民間収益事業者の設立等）	2
第5条（民間収益事業者の株主）	3
第6条（定期借地権設定契約の締結）	3
第7条（準備行為）	5
第8条（業務の委託等）	6
第9条（定期借地権設定契約の不成立）	6
第10条（違約金）	6
第11条（秘密保持）	6
第12条（契約期間）	7
第13条（協議）	7
第14条（準拠法及び裁判管轄）	7
別紙1 設立時の出資者一覧（第5条関係）	9
別紙2 株主誓約書の様式（第5条関係）	10
別紙3 業務委託・請負企業一覧（第8条関係）	12
別紙4 秘密保持に関する民間収益事業者による誓約書（第11条関係）	13
別紙5 個人情報取扱特記事項（第11条関係）	14

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関して、長崎市(以下「甲」という。)と優先交渉権者たる〔(代表企業名)〕、〔(設計企業名)〕、〔(建設企業名)〕、〔(工事監理企業名)〕、〔(維持管理企業名)〕、〔(運営・MICE誘致企業名)〕、〔(協力会社名)〕、〔(民間収益事業出資者名)〕及び〔(民間収益事業協力会社名)〕(以下これら企業の全社又は各社を「乙」という。)は、次のとおり民間収益事業基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、本事業に関して甲が実施した公募型プロポーザルにおいて、乙が優先交渉権者として選定されたことを確認し、乙が第4条の規定に基づき設立される民間収益事業者をして、甲との間で民間収益事業に係る全ての定期借地権設定契約を締結せしめること、その他本事業を円滑に実施するために、甲と乙が負うべき責務について定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 逸脱提案 本件提案のうち提示条件に合致しない部分をいう。
- (2) 協力会社 MICE事業者から直接MICE事業に関する業務を受託し又は請け負う〔 〕及び〔 〕の全法人又は各法人をいう。
- (3) 構成員 乙を構成する者のうち代表企業以外の者であつて、MICE事業者に出資を行うものである〔 〕、〔 〕、〔 〕の全法人又は各法人をいう。
- (4) 事業期間 事業契約で定められたMICE事業の期間をいう。
- (5) 事業契約 MICE事業の実施に関して、甲とMICE事業者との間で締結される契約をいう。
- (6) 施設整備業務費相当額 乙が提案時に示した施設整備業務に係る費用の総額をいう。
- (7) その他企業 民間収益事業出資者及び民間収益事業協力会社の全法人又は各法人をいう。
- (8) 代表企業 〔(代表企業名)〕をいう。
- (9) 提示条件 本事業を実施する事業者の選定手続において、甲が募集要項等により提示した一切の条件をいう。
- (10) 定期借地権設定契約 民間収益事業の実施に関して、甲と民間収益事業者との間で締結される契約を個別に、又は総称していう。
- (11) 募集要項等 本事業の公募型プロポーザルに関して、平成29年3月31日に公表された募集要項及びその添付資料(その後提案受付までに公表されたそれらの修正を含む。)並びにそれに係る質問回答書をいう。
- (12) 本件提案 乙が、平成29年●月●日付けで書面により提出した本事業の実施に係る一切の提案をいう。
- (13) 本事業 (仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業をいい、MICE事業及び民間収益事業により構成される事業をいう。
- (14) MICE事業 本事業のうち、甲がPFI法(民間資金等の活用による公共施設等の

整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。以下同じ。）に基づく特定事業として選定し、MICE事業者が実施するMICE施設の設計から運営までを個別に、又は総称した事業をいう。

- (15) MICE事業者 【MICE事業／本事業】を実施することを目的として設立される特別目的会社をいい、PFI法第8条第1項の規定により特定事業を実施する者として選定された者をいう。
- (16) 民間収益事業 本事業のうち、民間収益事業者が独立採算により実施する、民間収益施設の設計から運営までを個別に、又は総称した事業をいう。
- (17) 民間収益事業協力会社 乙を構成するもののうち、民間収益事業者に出資することなく、民間収益事業者から直接民間収益事業に関する業務を受託し若しくは請け負い、又は民間収益施設を賃借する〔 〕及び〔 〕の全法人又は各法人をいう。
- (18) 民間収益事業者 民間収益事業を実施することを目的として設立される特別目的会社<sup>1</sup>をいい、甲との間で定期借地権設定契約を締結して民間収益施設を所有する者を個別に、又は総称していう。
- (19) 民間収益事業出資者 乙を構成する者のうち、民間収益事業者に出資を行うものである〔 〕、〔 〕及び〔 〕の全法人又は各法人をいう。

（基本的合意）

第3条 甲及び乙は、本事業に関して甲が実施した公募型プロポーザルにおいて、乙が優先交渉権者として選定されたことを確認する。

2 乙は、提示条件を遵守の上、甲に対し本件提案を行ったものであることを確認する。

（民間収益事業者の設立等）

第4条 乙は、いずれかの定期借地権設定契約の締結日までに、募集要項等、本件提案及び次の各号に従い、民間収益事業者を設立し、民間収益事業者設立後速やかに、民間収益事業者の商業登記簿謄本、定款の原本証明付き写し及び株主名簿の原本証明付き写しを甲に提出するものとする。

- (1) 民間収益事業者は会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社とする。
- (2) 民間収益事業者の本店所在地は、長崎市内とする。
- (3) 民間収益事業者の定款の目的には、【民間収益事業／本事業】に関連のある事業のみを定めるものとする。
- (4) 民間収益事業者の資本金は、●円以上とする。
- (5) 民間収益事業者を設立する発起人には、民間収益事業出資者以外の第三者を含めてはならない。
- (7) 民間収益事業者は、会社法第107条第2項第1号イに規定する事項について民間収益事業者の定款に定めることにより、民間収益事業者の発行する全ての株式を同法第2条第17

---

<sup>1</sup> 民間収益事業出資者が単独企業として民間収益事業を直接実施する場合は、特別目的会社の設立を要しない。

号に定める譲渡制限株式とする。

- (8) 民間収益事業者における会計年度は、各暦年の4月1日を始期とし、翌年の3月31日を終期とする1年間とする。ただし、最初の会計年度の始期は民間収益事業者の設立日とし、最終の会計年度の終期は事業期間の終了日から3月後以降とする。
- (9) 民間収益事業者は、会社法第326条第2項に基づき、定款の定めによって取締役会、監査役を設置しなければならない。

2 民間収益事業出資者は、民間収益事業者の設立後速やかに、民間収益事業者をして、甲に対し、民間収益事業者の本店所在地、選任された取締役、監査役の氏名を、書面により通知させる。その後、これらの事項に変更があったときも、また同様とする。

(民間収益事業者の株主)

第5条民間収益事業出資者は、前条第1項の規定に基づき民間収益事業者を設立するに当たり、別紙1に出資額として記載されている金額の民間収益事業者の株式の引受けをするものとする<sup>2</sup>。

2 民間収益事業出資者は、次の各号に掲げる事項を誓約し、また定期借地権設定契約の締結と同時に別紙2の様式の誓約書を甲に提出する。

- (1) 各株主は、本協定に別段の定めのある場合を除き、事業期間が終了するときまで、民間収益事業出資者が民間収益事業者の全議決権保有を継続する。
- (2) 各株主は、甲の書面による事前の承諾がある場合を除き、民間収益事業者の株式につき譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）をしてはならない。また、各株主の一部に対して各株主が保有する民間収益事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、甲の事前の書面による承諾を得て行わなければならない。
- (3) 各株主は、甲の書面による事前の承諾を得て、その所有に係る民間収益事業者の株式を譲渡しようとする場合には、当該譲受人をして、別紙2の様式の誓約書と同様の内容の誓約書を事前に甲に提出するものとする。
- (4) 民間収益事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債（以下「新株等」という。）を発行しようとする場合には、各株主は、民間収益事業者をして、甲に対し、当該新株等の種類、数量、引受人その他甲が求める事項を書面により通知させ、甲の事前の承諾を受けさせなければならない。
- (5) 各株主は、民間収益事業者が前号の規定による甲の承諾を得て新株等を発行しようとする場合には、当該発行を承認する株主総会において、第1号の議決権保有割合が維持されるよう、その保有する議決権を行使するものとする。

(定期借地権設定契約の締結)

---

<sup>2</sup> MICE事業者となるSPCが民間収益事業も実施する場合、代表企業及び構成員が全議決権株式を保有し、代表企業の議決権保有割合を株主中最大としなければならない。

第6条 甲及び乙は、本協定の規定に従い、M I C E事業者と甲とが締結する事業契約及び民間収益事業者と甲とが締結する定期借地権設定契約の締結に向けてそれぞれ誠実に協議するものとし、可能な限り速やかに、事業契約及び定期借地権設定契約の締結が実現するよう最大限の努力をするものとする。なお、M I C E施設の竣工確認済書を乙に交付する前に事業契約が締結されないことが明らかとなった場合又は乙ないしM I C E事業者の責めに帰すべき事由により事業契約が解除された場合には、甲は、いずれか又は全ての定期借地権設定契約についても締結しない又は解除できるものとし、これによって甲は何ら責任を負担しない。ただし、M I C E施設の竣工確認済書の交付後においては、甲は、事業契約の解除を理由として定期借地権設定契約を解除できないものとする。

2 乙は、定期借地権設定契約の締結に関する協議に当たっては、甲の要望を尊重するものとする。

3 乙は、次の各号に掲げる事項に同意し、その旨を確認する。

(1) 乙は、甲から請求があった場合は速やかに、甲に対し、本件提案の詳細を明確にするために必要又は相当として甲が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報（以下「資料等」という。）を提出すること。

(2) 民間収益事業とM I C E事業とが一体不可分であることに鑑み、「P F I事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」（平成18年11月24日付け総行地第145号各都道府県・各指定都市P F I・契約担当部局長あて総務省自治行政局地域振興課長通知）に添付された「P F I事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」（平成18年11月22日付け民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に基づき、甲が提示条件の内容を変更した場合、乙は、自らの責任及び費用により、甲に対し、速やかに当該変更内容を反映した本件提案の変更案を書面により提出する等必要な措置を講じ、本件提案が変更後の提示条件に合致するよう訂正すること。

(3) 本件提案が逸脱提案を含むかどうかについては、甲がその合理的な裁量によりこれを決定することができること。

(4) 甲が逸脱提案があると決定した場合には、提示条件の内容が逸脱提案に優先すること。ただし、逸脱提案が提示条件の性能又は水準を上回ると認めるときは、その限度で本件提案の内容が提示条件に優先するものとする。

4 甲は、本件提案が逸脱提案（前項第4号ただし書に規定するものを除く。以下、本条において同じ。）を含むと決定した場合には、乙に対し、該当事項を特定し、逸脱提案であると判断した理由を明示した上で、その旨を書面により通知する。

5 前項による通知を受けた乙は、その責任及び費用により、甲に対し、逸脱提案であるとされた本件提案の該当事項につき、速やかに書面により説明を行い、該当事項に係る新たな提案を書面により提出する等必要な措置を講じることにより、本件提案の該当事項が提示条件に合致するよう訂正しなければならない。

6 本件提案が逸脱提案を含むことに起因して甲に増加費用又は損害が生じた場合には、乙が合理的な範囲で当該増加費用又は損害を負担又は賠償しなければならない。

7 甲及び乙は、定期借地権設定契約に関する協議において、提示条件及び本件提案に基づき

その内容を確定することが困難な事項がある場合、募集要項等において示された本事業の目的及び理念に照らして誠実に協議し、解釈するものとする。

- 8 次項の規定にかかわらず、甲は、定期借地権設定契約に関し定期借地権設定契約が締結される前に乙が本事業の参加・資格要件を欠くに至ったとき、又は乙（第5号にあっては、その役員又は使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当したときは、本協定を解除し、定期借地権設定契約を締結しないことができる。
- (1) 構成員、協力会社若しくはその他企業、又はこれを構成員とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「構成員等」という。）が、本事業の事業者募集手続について同法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、同法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）が確定したとき。
  - (2) 本事業の事業者募集手続について、構成員等に、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、構成員等に、本事業の事業者募集手続について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
  - (4) 確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間に本事業の事業者募集が行われたものであり、かつ、本事業の事業者募集手続が当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (5) 本事業の事業者募集手続に関し、構成員、協力会社又はその他企業が、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業員について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 9 甲は、平成30年6月30日までの間で甲乙別途合意する日までに、民間収益事業者との間で定期借地権設定契約を締結するものとし、乙は民間収益事業者をしてこれを締結させるものとする。なお、定期借地権設定契約は、事業契約に係る甲の議会の議決を経て事業契約が成立したことを条件としてその効力を生じるものとする。
- 10 甲及び乙は、定期借地権設定契約を締結した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

（準備行為）

第7条 乙は、定期借地権設定契約の締結前であっても、自ら又は民間収益事業者の設立後においては民間収益事業者をして、自己の費用と責任において、本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲内でかかる準備行為に協力するものとする。

- 2 乙は、民間収益事業者の設立後速やかに、民間収益事業者の設立前に行われた前項に規定

する準備行為を民間収益事業者に引き継ぐものとする。

(業務の委託等)

第8条 乙は、民間収益事業者をして、本事業の実施に関し、その他企業に、別紙3記載の業務をそれぞれ委託し若しくは請け負わせ、又は民間収益施設を貸し付けるものとする。

- 2 前項に基づき民間収益事業者から各業務を受託し若しくは請け負い、又は民間収益施設を借り受けたその他企業は、当該受託し、又は請け負った業務又は借り受けた施設に係る業務を誠実に履行しなければならない。

(定期借地権設定契約の不成立)

第9条 甲、乙及び民間収益事業者のいずれの責めにも帰すべからざる事由により、甲と民間収益事業者が定期借地権設定契約の締結に至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は、各自が負担し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。また、この場合、甲は何ら責任を負うものではない。

- 2 事業契約締結の議案が甲の議会で否決されたために定期借地権設定契約が効力を生じるに至らなかった場合も前項と同様とする。
- 3 乙は、乙又は民間収益事業者の責めに帰すべき事由により、定期借地権設定契約の締結に至らなかった場合は、民間収益事業を実施する代替事業者を確保するよう努めるものとする。

(違約金)

第10条 定期借地権設定契約締結の前後を問わず、第6条第8項各号のいずれかの事由が生じた場合、甲が定期借地権設定契約を締結するか否か、又は締結済みの定期借地権設定契約を解除するか否かにかかわらず、その他企業のうち同条同項各号該当性に対し帰責性を有する者は連帯して、民間収益事業に係る土地貸付料（定期借地権設定契約締結前であれば本件提案に係る土地貸付料を基準とし、定期借地権設定契約締結後であれば解除時の土地貸付料を基準とする。）の36月分に相当する額の違約金を甲に支払う。

- 2 同一の事実につき第6条第8項の複数の号に該当した場合又は乙がMICE事業基本協定書第6条第8項各号に該当し、MICE事業基本協定書第10条第1項に規定する違約金の支払いがなされた場合において、乙は、前項に規定する違約金を重ねて支払うことはない。
- 3 第1項に規定する違約金は損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、当該部分について乙に対する損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、本事業に関して知り得た相手方の秘密につき、相手方の書面による事前の同意を得ずして第三者（民間収益事業者及び民間収益事業者を除く。）に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 公知である場合



- (2) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- (3) 被開示者が独自に開示した情報として文書の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
- (5) 甲が長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき開示する場合
- (6) 当事者の弁護士その他本事業に係るアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合
- (7) その他法令に基づき開示する場合

2 乙は、第4条の規定に基づき民間収益事業者が設立された後速やかに、民間収益事業者をして、民間収益事業者が前項の規定に基づき秘密を保持することについて、別紙4の様式による誓約書を提出させる。

3 乙は、本事業を実施するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、長崎市個人情報保護条例（平成13年長崎市条例第27号）及び別紙5に規定された事項を遵守しなければならない。

#### （契約期間）

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から定期借地権設定契約終了の日までとする。  
ただし、定期借地権設定契約の締結に至らなかった場合は、定期借地権設定契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。

2 第9条、第10条、前条及び第14条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有するものとする。

#### （協議）

第13条 本協定の規定又は本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合、本協定の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

#### （準拠法及び裁判管轄）

第14条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は長崎地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書●通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成●年●月●日

甲

住所  
氏名 長崎市

乙

代表企業 住所  
氏名

構成員

住所  
氏名

住所  
氏名

協力会社

住所  
氏名

住所  
氏名

住所  
氏名

その他企業

住所  
氏名

別紙1 設立時の出資者一覧（第5条関係）

名称	住所	出資金額
●	●●	●円
●	●●	●円

別紙2 株主誓約書の様式（第5条関係）

平成 年 月 日

長崎市 ●●様

## 株主誓約書

長崎市（以下「甲」という。）及び [ ]（以下「民間収益事業者」という。）間において、本日付けで締結された（仮称）長崎市交流拠点施設整備・運営事業 定期借地権設定契約（以下「定期借地権設定契約」という。）に関して、●●（以下「当社」という。）は、本日付けをもって、甲に対して下記の事項を誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本株主誓約書において用いられる用語の意義は、定期借地権設定契約に定めるとおりとします。

### 記

1. 民間収益事業者が、平成○年○月○日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 民間収益事業者の本日現在における発行済株式総数は [ ] 株であり、うち [ ] 株を当社が保有していること。
3. 民間収益事業者の本日現在における株主構成は、●●及び●●によって民間収益事業者の全議決権が保有されていること。
4. 当社は、甲の書面による事前の承諾を得た上で、その所有に係る民間収益事業者に対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、本誓約書と同様の内容の誓約書を事前に甲に提出させること。
5. 民間収益事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社は、これらの発行を承認する株主総会において、第3項記載の議決権保有比率が維持されるよう、その保有する議決権を行使すること。
6. 当社は、事業期間が終了するときまで民間収益事業者の株式を保有するものとし、甲の書面による事前の承諾がある場合を除き、民間収益事業者の株式について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）を行わないこと。また、当社の一部に対して当社が保有する民間収益事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、甲の事前の書面による承諾を得て行うこと。

以上

所在地  
社名  
代表者

別紙3 業務委託・請負企業一覧（第8条関係）

実施する業務	名称	区分
設計業務		
[ (分担内容) ]		[ (代表企業、構成員等) ]
建設業務		
工事監理業務		
維持管理業務		
運営・MICE誘致業務		

※ 上記各業務を複数の企業で分担する場合は、分担内容ごとに名称及び区分を記載すること。

別紙4 秘密保持に関する民間収益事業者による誓約書（第11条関係）

平成 年 月 日

長崎市 ●●様

所在地

商号

代表者氏名

印

## 秘密保持に関する誓約書

当社は、（仮称）長崎市交流拠点施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して知り得た長崎市（以下「市」という。）の秘密につき、市の書面による事前の同意を得ずして第三者（市に対し本事業に関する守秘義務を負う者を除く。）に開示しないこと及び（仮称）長崎市交流拠点施設整備・運営事業基本協定書の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 公知である場合
- (2) 本誓約書提出後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- (3) 当社が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
- (5) 当社の弁護士その他本事業に係るアドバイザー及び民間収益事業協力会社に守秘義務を課して開示する場合
- (6) その他法令に基づき開示する場合

以上

## 別紙5 個人情報取扱特記事項（第11条関係）

### （基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### （秘密の保持）

第2 乙は、本事業に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、本事業に従事している者に対して、在職中及び退職後において、本事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、長崎市個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

### （収集の制限）

第3 乙は、本事業を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### （適正管理）

第4 乙は、本事業に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### （利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、本事業に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### （複写、複製の禁止）

第6 乙は、本事業を実施するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### （再委託等の禁止等）

第7 乙は、本事業の実施に係る個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、又は請け負わせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、又は請け負わせたときは、本事業に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

### （資料等の返還等）

第8 乙は、本事業を実施するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。



2 乙は、本事業を実施するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、本事業を実施するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙が本事業に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙が本事業に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、本事業の実施に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は請負者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。